



そのため裁判所に申し立てることによって相手方の財産を開示させる手続のことです。

財産開示手続は、養育費の金額や支払い時期が明確に記載された調停調書、審判書、判決書、仮執行宣言付判決を得た、公正証書（強制執行認諾文言付）等といった「債務名義」がなければ利用できません。

Q 1 : 取り決めた養育費を払わなかった人は処罰されるようになったと聞いたのですが。

A 1 : ただちに処罰される訳ではありません。

処罰されるのは「養育費を請求する側が裁判所に申し立てることによって実施される『財産開示手続』を無視して出頭に応じない人、出頭しても財産情報を話さない人、嘘の回答をした人」です。

この罰則が法改正で強化されて「6ヶ月以上の懲役、または50万円以下の罰金」という刑事罰に変更されました。

そのため養育費不払い者が財産開示手続に適切に応じなかった場合前科がついてしまうので、『財産開示手続』の有効性の向上が期待されています。

Q 2 : 離婚時の取り決め内容を公正証書にして、養育費が支払われなかった場合の強制執行認諾文言もあります。財産開示手続は可能でしょうか。

A 2 : 可能です。

今回の法改正により申立権者が拡大され、仮執行宣言付判決を得た方、公正証書（強制執行認諾文言付）でも財産開示手続の申立ができるようになりました。

YELL ながさきでは養育費に関するお悩みも含めて相談を承ります。また弁護士による定期法律相談を毎月第三水曜日 13時～16時にお

